

## 青森県教育委員会第295回臨時会会議録

期 日 平成25年10月23日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- |        |   |
|--------|---|
| 議案第1号  | 平成26年度青森県教育委員会の「施策の柱」について・・・原案決定                                      |
| 議案第2号  | 平成26年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定 |
| 議案第3号  | 平成26年度県費負担教職員人事異動方針案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定                              |
| 議案第4号  | 平成26年度県立学校職員人事異動方針案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定                               |
| 議案第5号  | 平成26年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定         |
| 議案第6号  | 平成26年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定         |
| 議案第7号  | 平成26年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定         |
| 議案第8号  | 平成26年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定          |
| 議案第9号  | 平成26年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定            |
| 議案第10号 | 平成26年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定            |
| 議案第11号 | 平成26年度青森県立中学校入学者募集人員について・・・・・・・・原案決定                                  |
| その他    | 青森県立高等学校入学者選抜の新制度について   |

平成24年10月23日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時11分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員  
島委員、豊川委員
- ・書記  
大舘利章、村上健

## 会 議

### 議事

#### 議案第 1 号 平成 2 6 年度青森県教育委員会の「施策の柱」について

(金教育政策課長)

県教育委員会では、青森県教育振興基本計画に基づき様々な施策に取り組んでいるが、その中でも特定のテーマを「施策の柱」として設定し、選択と集中による施策の重点化を図りながら、学校や市町村教育委員会などの関係機関の理解及び連携による共同歩調を実現し、一体となって教育施策の力強い推進を図ることとしている。

来年度の「施策の柱」としては、第一に「キャリア教育の推進による人財育成」として、社会的・職業的自立に向けたキャリア教育の視点で「生きる・働く・学ぶをつなぐ」取組を推進していきたいと考えている。

第二に「多様なコミュニケーション教育の充実」として、子どもたちの心に寄り添う支援体制の構築や実践的な英語力の育成などを通じて、「子どもたちのコミュニケーション能力を高める」取組を推進していきたいと考えている。

第三に「人づくりを通じた地域コミュニティの活性化」として、スポーツを通じた地域づくりや学校・公民館と地域住民との協働活動などによる人づくりを通じて、「地域のつながりを深める」取組を推進していきたいと考えている。

これら 3 つの施策を柱に据えて、事業を構築し、それぞれの取組の一層の充実を図るなど、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指し、取組を進めていきたいと考えている。

(清野委員)

次期青森県基本計画教育・人づくり分野、青森県教育施策の方針を別に定めているが、それぞれの目的の違い、また、それぞれの関係性についてお知らせ願いたい。

(金教育政策課長)

まず、青森県教育施策の方針は、平成 1 7 年 1 月に策定している。これは県の教育行政推進の基本方針を対外的に簡潔に示すものであるが、今般、平成 2 6 年度から県の基本計画がリニューアルされ、それにあわせて県の教育振興基本計画も新しくなることから、同計画の冒頭につく基本方針・理念の部分、すなわち青森県教育施策の方針の内容についても、これから検討することになる。一方で、施策の柱については、あくまで県教育委員会として当該年度に重点的に取り組むことを項目立てするものであり、これから重点事業が具体的にぶら下がっていく形となる。

それぞれの関係については、まず県の基本計画があり、それに基づいて教育振興基本計画があり、また、教育振興基本計画の理念の部分が教育施策の方針であり、それらを踏まえた単年度の重点事項が施策の柱となる。

(清野委員)

平成25年度の柱の3番目には、「学校や公民館を核とした」という文言が入っているが、今回の事務局案では「人づくりを通じた」に変更されている。これによって何が変わるのか。

(金教育政策課長)

例えば、スポーツの分野であるとか、そういったものも取り込んでいきたいということである。

(清野委員)

スポーツが加わったという理解で良いか。

(金教育政策課長)

そのような理解で良い。

## 議案第2号 平成26年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案

(奈良参事)

青森県教育委員会事務局及び教育機関の職員の人事異動方針は、時代の変化や県民の教育に対するニーズに的確に対応する教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気高揚を図ることはもとより、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう、職員の適正配置と人事の刷新を図るという観点で定めているところである。

平成26年度の人事異動方針については、引き続きこの観点で実施することとし、今年度の異動方針と同様とするものである。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はあるか。

(清野委員)

実施方針(3)に「女性職員の多様な分野での登用に配慮する」とあるが、この「配慮」とは具体的にどういうことか。

(奈良職員参事)

実施方針の中でこのように規定したのは、人事異動に当たっては、男性職員に限らず、女性職員についても、様々な分野で活用していくということを人事における配慮事項として示したものであり、この考え方は知事部局と同様である。

(清野委員)

女性の優遇ではないということによろしいか。

(奈良参事)

そのとおりである。

(鈴木委員長)

他にないか。なければ、議案第2号は原案どおり決定する。

### 議案第3号 平成26年度県費負担教職員人事異動方針案

(田村教職員課長)

平成26年度県費負担教職員人事異動方針については、市町村教育委員会連絡協議会教育長会から意見を聴取し、検討した結果、今年度の人事異動方針と同様とするものである。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はないか。なければ、議案第3号は原案どおり決定する。

### 議案第4号 平成26年度県立学校職員人事異動方針案

(田村教職員課長)

平成26年度県立学校職員人事異動方針については、青森県高等学校長協会から意見を聴取し、検討した結果、今年度の人事異動方針と同様とするものである。

(清野委員)

実施方針の「(一) 年齢」についてである。先般、教育委員全員で教育事情視察のために下北管内に行ってきたが、学校によって明らかに教職員の年齢に偏りがあり、当該校の校長は非常に苦労していた。そのような学校については、早急に改善する必要があると思うがいかがか。

(田村教職員課長)

人事異動については、本人の希望や校長の意見を参考にしつつ、各校の年齢構成にも配慮して行っているが、一般的な傾向として郡部校等においては若手教員が多く、中堅・ベテランが少ない。逆に、青森市など都市部においては、ベテラン教員が多く、若手教員が少ないという状況が見られる。多くの教員が都市部に自宅を構えており、郡部校等を敬遠しがちであることも理由の一つであると考えている。今後とも人事異動方針に基づき、県立学校の教員として全県一区の異動はあり得ることを再度認識してもらおうよう、引き続き、校長会等を通じ働きかけを行いながら、各校における年齢構成の適正化に参りたい。

(清野委員)

「(四) 同一校勤務十年以上の者」はどれくらいいるものか。

(田村教職員課長)

今年度、同一校で10年を超えて勤務している教員については、高等学校の教諭では全体の1,893人のうち、59人であり、率としては約3.1パーセントとなっている。特別支援学校の教諭では全体の783人のうち、11人であり、率としては約1.4パーセントとなっている。

(清野委員)

どのような理由なのか。

(田村教職員課長)

出産休暇だとか育児休業、病気休暇等により異動できなかったこと、高等学校の水産や工業などの専門性の高い教科において、異動先が限られており、異動が困難であったことなどが主な理由である。

(清野委員)

先般の三本木農業高校の例もあるが、同一校にあまりにも長くいるのは良くない。対応策はとっているのか。

(田村教職員課長)

今後とも人事異動方針に基づいて、勤務校の固定化解消に努めて参りたいと考えているが、先程申し上げたとおり、特定の教科・科目については異動先が限られていることや代替りの教員の確保が難しいといった問題があると認識している。

(清野委員)

異動できないなりに何か対策はしているのか。

(田村教職員課長)

三本木農業高校の事例も踏まえて、今後とも人事異動方針に則った異動ができるようにして参りたい。

(鈴木委員長)

他にご意見、ご質問はないか。なければ、議案第4号は原案どおり決定する。

平成26年度の人事異動方針について審議してきたが、事務局は、人事異動方針にあるとおり、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、人事異動作業を進めること。

特に、昨今のいじめなどの学校課題や行政課題等に積極的かつ適切に対応するため、県民の視点に立ち、各学校の状況等も踏まえながら、人事異動作業に取り組むようお願い

したい。

**議案第5号 平成26年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員について**  
(田村教職員課長)

本県における平成26年3月の中学校卒業見込者数は、1万3,249人であり、本年3月に比べて65人減少する見込みである。

平成26年度の募集人員計画については、本年度の募集人員と各地区ごとの入学見込者の状況等を勘案して、策定している。

まず、東青地区については、青森中央高校総合学科を1学級40人の増として、東青地区全体で40人の増とする。

次に、西北五地区については、五所川原高校普通科を1学級40人の減、板柳高校普通科を1学級35人の減、中里高校普通科を35人2学級から40人1学級とし、1学級30人の減として、西北五地区全体で105人の削減とする。

なお、五所川原高校については、平成26年度の入学者選抜から、普通科と理数科とのくくり募集を行う。

次に、中弘南黒地区については、黒石高校普通科を1学級40人の減、弘前実業高校農業経営科を1学級40人の減として、中弘南黒地区全体で80人の削減とする。

次に、上十三地区については、学級の増減は行わないこととしている。

次に、下北むつ地区については、大間高校普通科2学級の学級定員を35人から40人に引き上げることにより、10人の増として、下北むつ地区全体で10人の増とする。

最後に、三八地区については、八戸西高校普通科を1学級40人の増として、三八地区全体で40人の増とする。

この結果、平成26年度の県立高等学校・全日制の課程入学者募集人員は、平成25年度に比べ、95人減の9,385人としている。

(鈴木委員長)

何かご質問、ご意見はあるか。

(清野委員)

西北五地区では、1クラス、2クラス募集の小規模校が特に多い。小規模校では教員配置等で非常に苦勞しているが、それに対する格別の配慮はなされているものなのか。

(田村教職員課長)

公立高校の教職員定数は、法律に基づき、募集定員に応じて定められている。小規模校については、生徒の多様な進路志望に対応する教科・科目の開設が制限されたり、様々な専門性を有する教員の配置も難しくなるが、そのような状況にあっても、学校運営上支障が生じないような教職員配置について可能な限り意を用いているところである。

(清野委員)

根本的には全県的に統廃合を考えなければいけないということで、小規模校のままであれば、やれることが限られるという理解でよろしいか。

(田村教職員課長)

教員については、学校の規模等に応じて配置されているところである。今後については、次期計画策定に向けた有識者会議において、高校教育改革の検証を行いながら、検討して参りたい。

(鈴木委員長)

他にご意見、ご質問はないか。なければ、議案第5号は原案どおり決定する。

#### **議案第6号 平成26年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について**

(田村教職員課長)

定時制の課程については、来年度においても本年度とほぼ同程度の入学者が見込まれることから、募集人員を平成25年度と同数の640人としている。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はないか。なければ、議案第6号は原案どおり決定する。

#### **議案第7号 平成26年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について**

(田村教職員課長)

通信制の課程については、定時制の課程と同様、来年度においても本年度とほぼ同程度の入学者が見込まれることから、募集人員を平成25年度と同数の500人としている。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はないか。なければ、議案第7号は原案どおり決定する。

#### **議案第8号 平成26年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について**

(田村教職員課長)

同校には、専攻科として漁業科と機関科が設置されているが、専攻科では、修業年限である2年の間に実習及び専門科目を履修することにより、3級海技士の航海又は機関の受験資格を取得させることをねらいとしている。

募集人員については、平成25年度と同数の、漁業科、機関科それぞれ10人、計20人としている。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はないか。なければ、議案第8号は原案どおり決定する。

#### 議案第9号 平成26年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について

(成田学校教育課長)

平成26年度の県立特別支援学校高等部入学募集人員は、全体で56学級328人の募集となり、募集人員は平成25年度と比較して、4学級27人の増となるものである。

平成25年度と比較した増減の内訳は、青森第二養護学校、弘前第一養護学校及び黒石養護学校がそれぞれ普通学級1学級の増により8人の増、七戸養護学校が普通学級2学級の増により16人の増、八戸第二養護学校が普通学級2学級の減により16人の減、八戸第一養護学校が重複学級1学級の増により3人の増となるものである。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はないか。なければ、議案第8号は原案どおり決定する。

#### 議案第10号 平成26年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について

(成田学校教育課長)

県立盲学校には、高等部のほか専攻科として、理療科を設置し、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師及びきゅう師の資格取得に向けた修業年限3年の実習及び専門科目の教育を実施している。この専攻科に係る平成26年度の募集人員は、平成25年度と同数の8人とするものである。

(鈴木委員長)

何かご意見、ご質問はないか。

(清野委員)

議案第9号にも関連することだが、不合格となって入学できない場合もあるのか。

(成田学校教育課長)

高等部の入学者選抜については、毎年定めている選抜要項により実施している。入学資格を確認の上、面接などを含めた検査等を実施し、それらの結果や本人の適性を総合的に判断して入学者を選抜している。

近年、出願後の受検辞退者を除いて全ての生徒が高等部への入学を果たしている。

(鈴木委員長)

他にご意見、ご質問はないか。なければ、議案第10号は原案どおり決定する。



## 議案第 11 号 平成 26 年度青森県立中学校入学者募集人員について

(田村教職員課長)

青森県立三本木高等学校附属中学校の募集人員については、平成 25 年度と同数の 2 学級 80 人としている。

(鈴木委員長)

ご意見、ご質問はないか。なければ、議案第 11 号は原案どおり決定する。

## その他 青森県立高等学校入学者選抜の新制度について

(成田学校教育課長)

新制度について、地区説明会、パブリックコメントを通じて県民の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、必要な修正を加えて、お手元のとおり成案が決定したので、今後の予定と併せてご説明する。

まず、新制度の柱としている 3 点についてであるが、①前期・後期の 2 回に分けて実施していたものを 1 回とすること、②全ての高校において、一般選抜と特色化選抜を実施すること、③1 回の選抜で欠員がある場合は、再募集を実施することについては、修正を求める意見はほとんどなかったことから、広くご理解いただいたものと認識している。

なお、再募集の実施については、意見・要望等を踏まえて「再募集は、合格者数が募集人員に満たない学科等において、欠員を補充するために実施する。」と修正している。

今後の予定についてであるが、決定した新制度については、教育委員会が発行する広報や県内 6 地区において開催する説明会を通じて、周知を図って参りたいと考えている。また、新制度を受検することになる中学生やその保護者の皆さんに対しては、新制度にともなう不安が少しでも解消されるようリーフレットを配布し、市町村、学校等から要望があれば説明に出向くなど、新制度の円滑な実施に努めて参りたいと考えている。

(橋本教育長)

青森県高等学校入学者選抜については、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高校及び学科の特色に応じ、能力・適正、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適切に選抜されることを基本に実施してきたところである。

新制度の概要については、先ほど学校教育課長が申し上げたところであるが、これは県民の皆様からいただいた御意見等を踏まえ、必要な修正を加えたものである。

今後については、円滑な新制度の実施のため、これから受検する中学生や保護者の皆さんの不安が少しでも解消されるよう新制度の周知に努めて参りたい。

(島委員)

再募集については、欠員が生じた学校は 1 人でも欠員があればすべからく再募集するという理解で良いか。

(成田学校教育課長)  
そのとおりである。

(清野委員)  
調査書についてであるが、「点数化しないが記述することが望ましい」とあるが、どのように用いるのか。

(成田学校教育課長)  
この部分については、現行制度と同様、点数化しないということである。高校側では受検生の人物を理解する上で中学校での多様な活動の様子や中学校でがんばった努力の成果などの情報が必要なことから、「望ましい」としている。

(清野委員)  
合否の判断材料とはならないということか。

(成田学校教育課長)  
調査書に記載されているので、選抜資料として、総合的な判断をする上での資料になる。

(清野委員)  
点数化はしないが判断材料になることについては、今まで批判や疑問がなかったのか。

(成田学校教育課長)  
説明会等の中でそのようなご意見はあった。ただ、先程ご説明したとおり、高校側でも人物を理解する情報として用いられているし、皆さんのご意見の中でも中学校でのがんばりも評価してほしいという声も多かったので、このような形に整理したところである。

(清野委員)  
現行制度の総括はなされたのか。

(成田学校教育課長)  
県教育委員会では、入学者選抜の基本方針を教育の機会均等の精神に則り、公正かつ妥当な方法で、各高等学校及び学科の特色に応じ能力・適性・意欲・努力の成果など、様々な観点から評価し、適正に選抜することとしている。また、選抜の改善に当たっては、学校関係者以外にも学識経験者、あるいは保護者の代表からもご意見を伺い取り組んできたところである。

現行の前期・後期入学者選抜制度は、それまで実施されていた推薦制度について、中学校から推薦された者とされなかった者との間に受検機会に差があり不公平であるといった課題を改善するため、全ての受検生に原則2回の受検機会を与えることとし、平成18年度から導入したものである。

しかしながら、前期選抜を2月に実施していたため、中学校の授業時数の確保が難しい

ことや卒業式に合格者と不合格者が混在するといった課題があり、また、後期選抜においては学力検査がないため、選抜基準が曖昧であるという不透明感を指摘する声が多くあった。これらの課題を改善するため、前期選抜を3月に実施するとともに、後期選抜については3教科の学力検査を課して、平成22年度入試から実施している。

この現行制度については、中学校の新学習指導要領が昨年度から全面実施され、授業時数増加といった状況変化や、前期選抜と後期選抜との間の期間が短く対応が困難であるという課題などから改善することとしている。

県教育委員会としては、基本方針の下、今後とも時々の状況に対応した改善を図りながら、安定的な選抜制度となるよう努めて参りたい。

(鈴木委員長)

他にご意見、ご質問はないか。なければ、青森県立高等学校入学者選抜の新制度については了解した。